

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第23号

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

熊本県庁用自動車管理規則（昭和46年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本庁各課（室）（）」を削り、「総室・室」を「総室・室・センター」に、「熊本県出納室設置規則」を「熊本県出納局設置規則」に、「出納室各課をいう。以下同じ。）熊本県労働委員会事務局」を「課（以下「課（総室・室・センター）」という。）、熊本県労働委員会事務局」に改める。

第8条第1号中「第2条第3項」を「第2条第1項第8号」に改める。

第9条中「課（室）」を「課（総室・室・センター）、熊本県労働委員会事務局及び熊本県選挙管理委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第24号

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第25号

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則

熊本県薬事法施行細則（平成14年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に改める。

第5条第1項中「第30条の2」を「第147条」に、「満たすもの」を「満たす者」に改める。

第10条第1項中「第38条」を「第157条」に改める。

第12条の見出し中「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同条中「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に、「医療用具販売業、賃貸業」を「管理医療機器販売業（賃貸業）」に改める。

別記第2号様式中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に、「条件を付して」を「表のとおり」に改める。

別記第10号様式中「医療用具販売業」を「管理医療機器販売業」に、「第39条第1項」

を「第39条の3第1項」に、

営業所の所在地	
取り扱おうとする医療用具の種類	
備 考	

「_____」

を	営業所の所在地	
	備 考	

に改める。

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県薬事法施行細則の規定に基づいて提出されている願書は、改正後の熊本県薬事法施行細則の規定に基づいて提出された願書とみなす。

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第26号

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

熊本県旅館業法施行細則（昭和34年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。
第8条を次のように改める。

（宿泊者名簿）

第8条 施行規則第4条の2第2号に規定する知事が必要と認める事項は、年齢、性別、宿泊客室名、到着時刻及び出発時刻とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第27号

熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県温泉法施行細則（昭和48年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項第3号及び第12条第2項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第1号様式中

申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	印
電話番号	

を

申請者地及び郵便番

の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	印
電話番号（ ）	

に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第9条関係）

温 泉 成 分 等 掲 示 届 出 書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

郵便番号 ー

印

電話番号 () ー

温泉の成分等を掲示したいので、温泉法第14条第3項の規定により届け出ます。

公共の浴用又は飲用に供する場所				
源 泉 名				
温 泉 の 泉 質	温度	源 泉	°C	
		公共の浴用又は飲用に供する場所	°C	
温 泉 の 成 分				
温 泉 の 成 分 の 分 析 年 月 日	年 月 日	登録分析	名 称	
		機 関	登 録 番 号	
温泉に加水している場合は、その旨及びその理由				
温泉を加温している場合は、その旨及びその理由				
温泉を循環させている場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由				
温泉に入浴剤（入浴者が容易に判別することができるものを除く。）を加えている場合は、その名称		入浴剤を添加する理由		
温泉を消毒している場合は、消毒方法及び消毒の理由				
浴用又は飲用の禁忌症				
浴用又は飲用の方法及び注意				

別記第15号様式中

申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	印
電話番号	

申請地及郵便

者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	印
番号 -	
電話番号（ ） -	

に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明

書」に改める。

別記第16号様式中「申請者の住所」を「届出者の住所」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第17号様式中「申請者の住所」を「届出者の住所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第13号様式の改正規定は、平成17年5月24日から施行する。
- 2 平成17年5月24日前に温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第2号）附則第2項の規定による届出をしようとする者は、改正後の熊本県温泉法施行細則別記第13号様式によりこれを行うことができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第28号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和32年熊本県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表）を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

(第1面)

クリーニング所開設届出書

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称						
	所 在 地	郵便番号 -					
営 業 者 管 理 人	氏 名		生年月日	年 月 日			
	法人にあっては、 名称及び代表者						
	本 籍						
管 理 人	住 所	郵便番号 -					
	氏 名		生年月日	年 月 日			
	本 籍						
住所	郵便番号 -						
洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所該当の有無	有・無	クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無			有・無	業務用の車両の有無	有・無
洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所において、洗濯物の処理を行うクリーニング所	名称		所在地	郵便番号 -			
開設予定年月日	年 月 日		従事者数	人			
<p>上記のとおり開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>熊本県 保健所長様</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>							

〔備考〕氏名を自署する場合は、押印は不要です。

添付書類 1 クリーニング所の平面図

- 2 営業者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師がいるときは、その氏名を記載した書類
- 3 営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいるときは、その氏名を記載した書類

別記第1号様式(裏)中「クリーニング所構造及び設備の概要」を「クリーニング所の構造及び設備の概要」に、「本籍地」を「本籍」に改め、同様式を別記第1号様式(第2面)とし、同様式に次の1面を加える。

(第3面)

業務用車両の構造の概要

車 種	
自動車登録番号 (又は車両番号)	
(概要)	

〔備考〕 営業者がその業務のために使用する車両がなければ、第3面は不要です。

別記第1号様式の2(表)を次のように改める。

別記第1号様式の2(第3条関係)

(表)

無店舗取次営業届出書

無店舗取次営業店	名 称						
	営 業 区 域						
営 業 者	氏 名 法人にあつては、 名称及び代表者			生年月日	年 月 日		
	本 籍						
	住 所	郵便番号 -			電話番号	() -	
業 務 用 車 両	自動車登録番号 (又は車両番号)			保管場所			
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無							有・無
洗濯物の処理を行う クリーニング所	名 称			所 在 地	郵便番号 -		
営業開始予定年月日	年 月 日			従事者数	人		
従 事 者							
氏 名	本 籍	住 所	生 年 月 日	登録番号	登録年月日		
		〒 -					
		〒 -					
		〒 -					
		〒 -					
<p>上記のとおり営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>熊本県 保健所長様</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>							

〔備考〕氏名を自署する場合は、押印は不要です。

- 添付書類 1 営業者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師がいるときは、その氏名を記載した書類
- 2 営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいるときは、その氏名を記載した書類